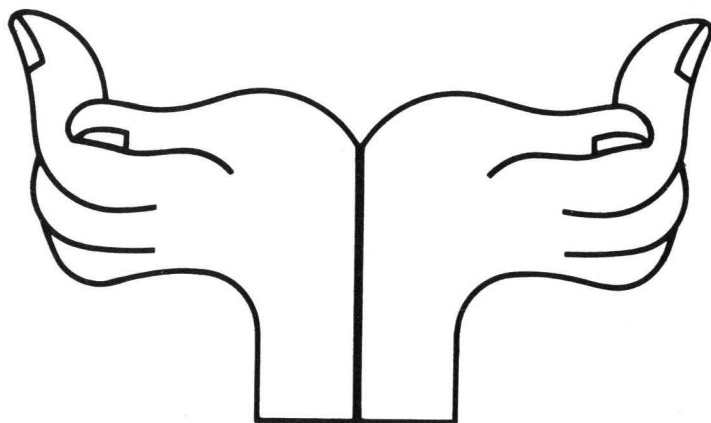


民闘連

ニュース

1981.11 第 35 号



目 次

☐ 第七回民闘連全国交流集会のご案内	1
☐ 民族差別と闘う関西交流集会	4
☐ 大阪市中津小学校にて教頭が民族差別発言	15
☐ 第三回対愛知県教委交渉	18
☐ ミ ニ 情 報	21
☐ 資 料 案 内	26
☐ 編 集 後 記	28

発行

民族差別と闘う連絡協議会

第7回

民闘連全国交流集会

のご案内

今日、在日韓国・朝鮮人をめぐる状況は大きな転換期を迎えています。それは一つには、国連難民条約批准にともなう出入国管理令・国民年金法等の「改正」により、問題点はあるにせよ、これまでの「国籍」を理由に行なわれてきた多くの行政上の差別が撤廃される方向にあるということがあげられます。

しかし一方では、今年、静岡県をはじめ13県が新たに教員採用に国籍条項を設けるという逆流現象も出ています。埼玉県上福岡三中の林賢一君が民族差別の中で自殺に追い込まれていったことでも明らかなように、日本社会の差別構造は根深いものがあります。

このような中で、在日韓国・朝鮮人がどう生きるのか、民族差別と闘うとはどういうことなのか、今、問われています。

民族差別と闘う連絡協議会（略称・民闘連）は、

一、在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする

一、在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化する。

一、在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘する

の三点を原則として、各地で主体的に取り組まれている実践をお互いに尊重しあって交流をすすめ、年に1度の全国交流集会を開催してきました。

今回、第七回全国交流集会を名古屋で開催するにあたり、民族差別と闘う全国の仲間をはじめ、さまざまな問題と取り組んでいる皆様にも広く参加していただき、広い視野に立った実践と運動をすすめていきたいと考えています。

とりわけ、今年、愛知県では、全国の逆流現象に抗すべく、公立学校教員採用試験における国籍条項撤廃の闘いがおしすすめられ、全国の差別撤廃闘争の焦点ともなっています。在日韓国・朝鮮人教師の実現をめざして闘いをさらに前進させ、民族差別をなくす闘いの発展を勝ちとるような全国交流集会にしたいと考えています。

以下「開催要綱」のとおり集会を開催いたしますので、ぜひ多くの皆様にご参加下さるようお願いいたします。

開 催 要 綱

主 催／民族差別と闘う連絡協議会全国交流
集会実行委員会

テーマ／在日韓国・朝鮮人教師の実現をめざ
そう

今、在日韓国・朝鮮人はどう生きる
か

日 時／11月21日午後6時から

11月23日午後3時まで

会 場／21日＝名古屋市教育館

22日＝名古屋市教育館

名古屋YWCA

23日＝社会文化会館

※会場連絡先

○名古屋市教育館

名古屋市中区線3-16

TEL 052-961-2541

○名古屋YWCA

名古屋市中区新栄2-3

TEL 052-961-7707

○社会文化会館

名古屋市中区桜1-1

TEL 052-971-1992

※3会場とも、名古屋駅から地下鉄東山線
「栄」下車

参加費／2千円（3日間通し資料代を含む）
尚、1日参加費500円、資料代
500円

宿泊費／1泊朝食付3千円

申込み／参加申し込みは、郵便振替用紙の通
信欄に、氏名、所属団体、宿泊日数
を明記の上、総金額を11月10日
までに、郵便局から振り込んで下さ
い。

〔振り込み先〕

口座番号 名古屋6-34650

加入者名 民族差別と闘う連絡協議
会全国交流集会実行委員
会

集会内容と日程

■11月21日 全体会 午後6時から9時

基調報告

記念シンポジウム

「教育の現場に立つ在日韓国・朝鮮人教
師」——各地の在日韓国・朝鮮人教師の
発言

司会 田中 宏

■11月22日 分科会 午前9時から午後
5時まで

●第一分科会「法的地位」

——法的地位・在留権はかくあるべきだ

○発題 大沼保昭（東京大学助教授）

朴 炳閔（パク・ビョンミン／兵
庫民闘連）

●第二分科会「国民年金」

——国民年金の完全適用をめざして

○発題 有吉克彦（アジア人権センター）

●第三分科会「教育行政」

——教育行政をさらにおしすすめよう

○発題 田中 宏（愛知県立大学助教授）

●第四分科会「地域と学校」

——在日韓国・朝鮮人の子どもが置かれて
いる状況とどうとりくむか

●第五分科会「民族保育」

——民族保育をどうすすめるか

●第六分科会「進路保障」

——職場労働と進路保障

●第七分科会「入門・民族差別」

——ビデオと解説

○「密航」「壁と呼ばれた少年」「ある手
紙の問いかけ」「鳳仙歌」等

●高校生交流会

●民族別交流会 午後6時から8時半

○日本人交流会

「戦後在日朝鮮人運動と日本人」

発題 梶村秀樹（神奈川大学教授）

○在日韓国・朝鮮人交流会

「同胞の輪をひろげよう」

発題 金 義晴（キム・ウイチョン／尼
崎在日同胞の人権を守
る会）

■11月23日 全体会 午前9時から午後
3時

各分科会報告

シンポジウム「いま／在日同胞はどう生きるか」

梁 泰昊（ヤン・テホ／尼崎在日同胞の人権を守る会

裴 重度（ベ・チュンド／在日韓国人問題研究所）

徐 正禹（ソ・ジョンウ／八尾トッカビ子ども会）

討 論

交流集会総合討論

問 い 合 わ せ 先

■在日朝鮮人への差別撤廃を／名古屋市民の会

名古屋市東区白壁1-32 塚田道生方

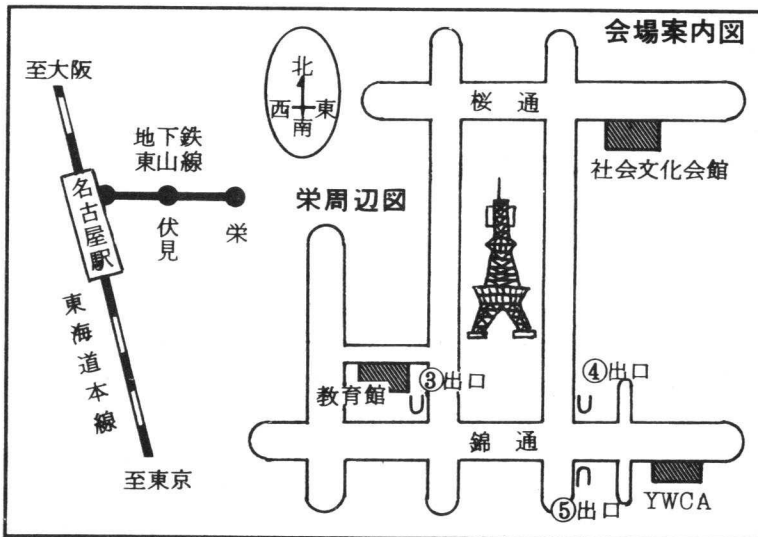
TEL 052-971-7007(昼)

TEL 052-882-5679(夜)

■在日韓国人問題研究所

東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

TEL 03-203-7575



— 広げよう、地域活動の輪を！ —

民族差別とたたかう

関西交流集会

9月23日東大阪にて開催される

「民族差別とたたかう関西交流集会」が9月23日、「広げよう、地域活動の輪を」テーマに東大阪市蛇草青少年センターにて開催された。この交流集会は、関西における民族差別とたたかう域域のとりくみの輪を広げ、関西において民族差別をなくすたたかいを一層つよめ、発展させるために八尾の「トッカビ子ども会」、蛇草の「蛇草在日同胞の人権を守る会」、尼崎の「尼崎在日同胞の人権を守る会」、高槻の「高槻むくげの会」の5団体が呼びかけたもの。

具体的に準備を始めてから2ヶ月足らずで開催に至ったが、当日の参加者は400名近くということであった。民族差別と闘う仲間の輪は確実に広がっていると実感できた集会と言えよう。

■集会内容

集会は、開会の挨拶、基調報告、各地実践報告を内容とする午前中の全体会、午後からの各分科会・各交流会、そして夕方からは、分科会・交流会報告・特別決議などを行った全体会からなっている。

■全体会

まず午前中の全体会は、まず本集会の実行委員長の梁泰昊氏（尼崎在日同胞の人権を守る会）から開催の挨拶で始った。

深氏は、「最近、民族差別がなくなっている傾向にあるということが言われています。とりわけ、法律上の国籍条項といったものが撤廃されていくような傾向にあるなかで、民族差別というものがなくなっているのだというようなことが言われたりしています。しかし、決して現実はそのようになっていないことを、私達は生活の実感を通して感じているわけです。その端的な例として、在日韓国・朝鮮人

の多い学校から少ない学校に行った小学校の教頭が、朝鮮人の多い学校から移ってほっとしていると言わんばかりの差別発言を行った例があります。また芸能人として有名な横山やすしが、自分の本の中で『くそっ朝鮮』『このチョンコ』と露骨に書いて顧みないという例もあります。あるいは、国籍条項はなくなったと言われますが、例えば教員採用、公務員採用という面においては、今なお国籍条項というものは頑強に残っています。そのような中で、私達は、やはり民族差別というものに対してより広い結集をもって立ち向っていかねばならないと考えます。

また、言われるところの国籍条項というのは、確かに撤廃されていっているという現実はあるわけですが、そのような中で、在日韓国・朝鮮人の生き方というものが今後どのようにならなければならないのかということを考えなければならない時期にきていると考えます。それは、単に差別を糾弾するということだけではなくて、自分の内側に取り返すも

のを考えなければならない時期であると考え
るからです。

その意味で、今日の集会がただ単に集会と
して終るのではなくて、一つの契機として、
関西の地域で、これから民族差別と闘ってい
くという運動の火を起していく集会にしてい
ただければ、非常に有難いと考えます」と、
開会の挨拶を行った。

続いて、実行委員会のメンバーである、地
元の「蛇草在日同胞の人権を守る会」の玄和
男氏から集会の基調報告が読み上げられ（掲
載資料参照のこと）、「蛇草地区在日韓国・
朝鮮人の人権を保障させる会」「尼崎在日同
胞の人権を守る会」から実践報告がなされ、
各分科会、各交流会へとプログラムは移った。

■分科会・交流会

○第一分科会〈国民年金〉

テーマ：35才以上の切りすてを許すな

○第二分科会〈地域子ども会〉

テーマ：地域子ども会活動をさらに発展さ
せよう

○第三分科会〈公教育と同胞教師〉

テーマ：同胞教師の役割を明らかにしよう

○第四分科会〈オモニ学校〉

テーマ：オモニたちの生活を伝えよう

○第五分科会〈民族差別問題入門〉

講演「解放後の在日韓国・朝鮮人の歴史」
辛基秀氏

「法的地位問題——入管令改正を中心
に」 李清一氏

「在日韓国・朝鮮人の現状と課題」
梁泰昊氏

○高校生交流会

交流内容——地域活動・朝問研活動・就職
差別と生き方・生い立ち・国
体他

○オモニ交流会

交流内容——子どもたちの教育とオモニの
役割・生活と生き方他

■全体会

夕方5時過ぎからの全体会は、各分科会報

告、各交流会報告から始められた。

●国民年金の分科会では、「35才以上の切
りすてを許すな」ということで、難民条約加
入に伴う改正法案の問題について、また「
在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」の
現状課題についての二本の報告があった。続
いて、討論に移り、今回の改正が新たな民族
差別を生み出す改正であり、そのようなもの
は一切許すことはできないという声の中で、
この年金の問題は、在日韓国・朝鮮人の生活
実態、とりわけ高齢者、障害者の現実にとっ
て重大な問題であり、単に年金問題だけには
とどまらない問題であるという提起がなされ
た。また、京都・兵庫・生野・蛇草・八尾・
高槻といった各地で地域活動を行っている
ところから地域の現実にそった年金運動をさ
らに進めようという提案があった。労働組合
の立場から生野区市職労の実践報告もなされ
た。

国民年金問題は、とすると年金法から国
籍要件が撤廃されたことによって終ったの
ではないかという空気があるが、聞いはこれ
からであるという意見も出され、在日韓国・
朝鮮人の生活実態にみあったような運動を
さらに展開、押し進めていこうという決意で
最後がしめくくられた。

●地域子ども会の分科会では、尼崎の「ウ
サギ子供会」、生野の「ソニアジ子供会」、
西成の「アンニョン子供会」、八尾の「ト
ッカビ子ども会」、解放同盟の日之出支部
と西成支部の子供会などが参加。

実跡報告は、「ウサギ子ども会」と「アン
ニョン子供会」、そして「ソニアジ子供会」
からあり、特に今回は西成と生野で、それ
ぞれ始めてから2年と1年というグループ
からの報告が2本入っていた。報告は、子
供会をやっていく上で、親・子供・地域・
学校との関わりを子供会としてどのよう
に行っていくのかという問題を中心になさ
れた。

討論の中では、混血の子供の問題と正
しい朝鮮をどのように教えるのかという
問題を中心に論議が交わされた。

まず混血の子供の問題については、まだこの子供会も、このように子供を指導してはいけないということは見い出されていない。しかし、朝鮮人として生きなければならないのか、日本人として生きなければならないという選択は難しいが、子供会という集団の中でどう生きるのかということを迫っていくということ、そして、基本的には日本社会での民族差別が克服されない限り、混血の子供達の問題は解決されないということが確認された。

正しい朝鮮をどう教えるのかについては、特に歴史を教える際、暗い面だけを強調せずに肯定的に評価される歴史の部分（例えば、江戸時代の朝鮮通信使）も子供に伝えていかなければならない。在日韓国・朝鮮人の子供と日本人の子供とが仲たがいをする為ではなく、本当の理解を得る為での歴史教育であると伝える側は明確に意識しなければならないという意見が出された。

最後に、なぜ子供会活動かということについて論議がなされた。

差別を受けている在日韓国・朝鮮人は、1人では弱い存在だが、子供会の集団の中で自分が生かされているのだということを確認されていく時、子供の本当の意味での解放なり、同胞の生き方というものが模索されていくのではないかということが確認された。

尚、今回の交流集会を契機に子供会の総合交流、あるいは代表者同志の定期的な交流等を行おうとのことを確認して、分科会を終えた。

●公教育と同胞教師の分科会では、午前中、まず内山一雄氏から、大阪における民族学校の存在の歴史について話をしていただいた。

そして午後からは、日本の学校の教壇に立つ3人の在日韓国・朝鮮人の先生、裴秋美氏李明氏、郭賢鶴氏から、それぞれ現場での実践例に沿って、この分科会のテーマである「同胞教師の役割りを明らかにしよう」の発題がなされた。

その中で李さんは、在日韓国・朝鮮人の存

在の意義を、「単に就労の場の保障ということだけにとどまらず、目の前の日常的な生きた教材として、在日韓国・朝鮮人教師の存在そのものが日本の子供にとって大きな意味を持ってくるのです。……たまたま自分の国籍が日本でなかったというのではなく、その在日韓国・朝鮮人教師自身が生きてきた思いをふまえて、本名で教壇に立つことはもちろん、差別にも抗して、自らの生きる姿勢を持って子供達と向き合わなければならないのではないか……」と述べている。

質疑応答の中では、日本人の親との関係で、排外的な反応を示す親もいるということで、何か言いたいことがあっても、教頭・高長といった管理職に直接話をもっていくといったことがあるということである。

●分科会形式で持たれるのは、おそらく初めてであるオモニ学校の分科会では、「二世が一世のオモニに日本語を教えることの意味」について論議が出された。

一世にとっては、日本に住んでいる以上一定日常生活の中では必要であり、また日本語を媒介にして一世との交流ができるということが言われた。このことの根底には、日本語を教えるといった行為をへて、オモニ達が考えていることを二世・三世はどう返していくのかという意味があるのではないか。つまり、一世の生活を通して差別が具体的に生の形でみえてくる。そして、二世・三世の為に、一世の生活史・渡航史を綴って掘り起こしていく作業を通じて、今後の在日の将来像を形成していくことが重要であるということである。

また京都の方からは、朝鮮を二世・三世の為に残していく、朝鮮の共同体の維持をしていく為の母体としてオモニ学校が考えられるのではないかという意見が出され、分科会を終えた。

●民族差別問題入門では、「解放後の在日韓国・朝鮮人の歴史」辛基秀氏、「法的地位問題——入管令改正を中心に」李清一氏、「在日韓国・朝鮮人の現状と課題」梁泰昊氏、の

3人からの講演を中心に質疑応答という形で進められた。

まず李清一氏からの「法的地位問題 — 入管令改正を中心に」が発題された。その中で、在日韓国・朝鮮人の在留権は当事者の主体的な意志には関係なく決められ、その意味で政府間レベルに対して、在日韓国・朝鮮人側から民衆レベルでもって具体的な法的地位を提案していかなければならないということが語られた。また、今回の入管令改正のことに關して、一般永住等が言われているが、それは決して永住ではなく、永住という言葉の内実をしっかりと押えておかなければならないと、そして、なによりも今回の一連の法的地位に關する日本政府の動向は、在日朝鮮人を同化させていくものであって、それに対して、教育の問題として民族教育が必要だと強調された。

次に、辛基秀さんから「解放後の在日韓国・朝鮮人の歴史」と題して話がなされた。その中で、在日韓国・朝鮮人の今日の歴史の意味は、差別とか同化とか、あるいは強制連行とか言った等の受難という形でしか取られない傾向があるが、一世達の解放闘争があったことを若い世代は忘れてはならない問題であり、一世達の闘いを今日の状況の中で生かしていかなければならない、という話がされました。具体的には、日本の敗戦直後、日本は外には武装解除をし、内には強権的に弾圧をしていったが、その中でも一世達は本当に在日同胞に根ざした闘いを行っていくというような事実を朝連の結成に始って団体等規制令による朝連への弾圧などを通じて話された。

最後の発題は、「在日朝鮮人の現状と課題」と題して梁泰昊氏からなされた。

梁氏は、祖国と在日韓国・朝鮮人ということで、「祖国があるから私達がある」というのではなく、他力本願ではない、自分の足腰をもった具体的な運動なり取り組みが必要であり、それはすなわち自治意識というものにつながるのはではないか、それはまた在日韓国・朝鮮人の生活を否定しない、人権を守ると

いう闘いにつながるのではないかと語られた。

また祖国との一体化という問題で、海のように朝鮮があるのではなく、自分の中に朝鮮があるのだということで話がしめくくられた。

●高校生交流会では、高校生35人、教師10人の参加のもと、就職問題、文化祭、朝問研等への取り組みが活発に論議された。またオモニ交流会では、本名を名乗ることの難しい現実があるが、名乗らない限り在日韓国・朝鮮人は解放されないなど活発な意見が出され、また学校教育への取り組みなどについて論議がなされた。

以上分科会、交流会の報告が終わった後、「東九条生活と人権を守る会」「朴秋子問題を考える会」「中津小学校における差別発言を考える会」から実践報告がなされ、続いて、「在日外国人無年金者救済に関する要望書」及び「差別と闘う主体を形成する在日韓国・朝鮮人子供会活動の助成措置に関する要望書」が集会参加者によって決議され、実行委員会事務局長の徐正禹氏からの次の閉会の挨拶をもって、「民族差別と闘う関西交流集会」を終えた。

「……今日の集会を通じて感じたことは、いかに在日同胞の人権が踏みにじられているのかということです。入管令の改正とか、あるいは難民条約の改正にともなって、様々な法的な問題が部分的には改正されようとしている状況はあっても、実態としての差別がますますもって緊急な課題となっています。我々は、今までの我々の闘いは弱かったのではないかと反省もふまえて、これからも皆さん方と最後まで民族差別と闘っていくという決意です。

先ほど、二つの特別決議がありましたが、かなり無理をした決議ではなかったかと思います。様々な所から、やっと人が集ったというところで、特別決議をあげて厚生省に乗り込む、あるいは大阪府教育委員会に乗り込むということは今までの交流集会ではなかったことです。それだけに、大変な苦勞、無理も

しています。無理はあえて承知の上で皆さん方をお願いをしたわけです。それほど、我々の置かれている立場というものがきわめて厳しい状況にあると同時に、政府・入管当局が打ち出している政策に対して我々がうろうろとせざるをえないほど我々の闘いが遅れているということも痛切に感じざるをえません。

今からでも遅くはない、1人1人が地域から、学校から、職場から闘いの炎をあげていく、その第一回目の集会なのだというような意味を皆様方とともにかみしめながら、この集会を終わりたいと思います。

集 会 基 調 報 告

1) 今集会の意義

今年、我々は36回目の〈8. 15〉を迎えた。〈8. 15〉とはいうまでもなく、1945年8月15日、日本が敗戦した日であり、朝鮮にとっては、植民地支配から解放された日である。その日から36年が経ったということは朝鮮が植民地下にあった年月と同じ年月を過したことを意味する。それはまた分断の36年でもあった。

在日韓国・朝鮮人の歴史も70年になんんとする時間を積み重ねてきたのである。いいかえればこの長い歳月の中で子が生まれ、孫が生まれるという世代の積み重ねがおこなわれてきたわけである。今日では三・四世の将来を真剣に考えなければならない事態に直面している。

これら三・四世の多くはいわゆる「祖国を知らない世代」であり、民族的自覚と誇りというものをほとんどもちにくい環境の中におかれており、また事実そうになっている。在日韓国・朝鮮人にとって関心の大半は彼らが今後どうなっていくかという点に注がれているといっても過言ではない。

しかし在日韓国・朝鮮人社会の現状を見ると、このような実情にみあった世代交替や議論が進んでいるとは認めにくい。つまり、一世が依然として全体をリードしているので

あり、二世以降の世代もまたそれに追隨しているかに見うけられる。一世が残してきた足跡の偉大さについて何ら不足をとなえるものではないが、世代交替が目に見える程顕著になっている現実には照らして、在日韓国・朝鮮人のあり方を再検討することは時代の要請である。

おおむね一世は、無条件的に祖国へ傾斜する思いを寄せており侵しがたいノスタルジーがそれを支えている。一世にとっては言葉や歴史などに象徴される“民族的素養”を受けつがせ、祖国につながる意識を育てることが主要な課題であった。

世代交替がもたらした現実とは、想像をはるかにこえる同化現象と国籍の分化である。同化現象についていえば、三・四世に民族的素養を与えようとしても、その親にそれをおこないうる素地がないという場合が多く、国籍の分化については、朝鮮・韓国というにとどまらず、日本籍という現象さえ少なくない。そこではつながるべき祖国を限定することさえ困難になっている。

このような事態の中で在日韓国・朝鮮人の将来をどのように描くかということは、はなはだ困難であるが、またきわめて緊急を要することである。その端緒をつくっていくのは二・三世に課せられた義務であろう。今集会はそのような問題意識の下に各地で地道な地域活動にとりくんできた青年たちの手によって企画されたものである。

2) 民族差別の状況

今年の3月2日、日本政府は入管令の改正を発表し、すでに国会審議を経て「入管法」となった。その最も大きな柱は朝鮮籍に属する人の二世・三世の法的地位を一般永住という形で安定させるというものであった。三年毎に入管当局におもむいて在留更新の手続きをしなくてもよいとか、あるいは生まれた子が法務大臣の自由裁量にゆだねられる特別在留にならなくてすむとかいう面では確かに朗報といえる。しかしこの一般永住資格は、従来の退去強制と全く同じ扱いを受けることに

なっており、その制度も実質上強化されていることは「日韓法的地位協定」にもとづく協定永住にくらべて大きな差がある。

元来同じ歴史性をたどってきたはずの者が、その立場性が異なるがゆえに選別されているのである。ところが今回の一般永住を与えるという理由は、その歴史性に他ならないのであるから、おこなうべき意義と実際におこなった中身とは大いに距離があるといわねばならない。しかもそれが国会を通過して「入管法」となって登場したことは、従前の日本政府の強圧的イメージを塗りかえ、国民的合意に立脚することを意味している。

いいかえれば国民的合意の名の下に、在日韓国・朝鮮人の歴史性を葬り去ろうとしているのであり、そのことは、国民年金の35才以上切り捨てという措置によっても鮮明にあらわれている。

すなわち、国民年金法の改正によって、在日韓国・朝鮮人に対しても、国民年金の加入の道が開かれるのであるが、この給付の中で最も必要な老齢年金を受けるためには60才までに25年間の加入期間が満たされなければならないという理由で、35才以上の人は対象外となるのである。その該当する人数は約22万人といわれている。全体の約3分の1である。

日本政府が国際人権規約および難民条約の批准を契機として、在日韓国・朝鮮人の処遇をととのえてきていることは事実である。住宅金融公庫の融資・公団住宅への入居資格をはじめ、児童3人以上の家庭に支給される児童手当、いわゆる母子家庭への児童扶養手当、障害児をもつ家庭への特別児童扶養手当、在宅の重度心身障害者に対する福祉手当がそれぞれ支給されることになった。

また従来市町村条例でフォローしてきた国民健康保険も国内法改正により、国の施策としておこなわれる。これらのことを実現させるために数々の運動が展開されてきたことを想いおこすときある種の感慨を禁じえないものがある。

これら一連の動きは日本が国際世論の前に

は弱いということを示しており、必ずしも在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくすことを主な意図としたものでないことを知っておかなくてはならない。

むしろ、いわゆる阪中論文に代表される既定方針を貫いたにすぎないのである。1977年法務省事務官である阪中英徳氏が発表した「今後の出入国管理行政のあり方について」と題する論文は、「在日朝鮮人が日本国民となるのは、その実体と将来の動向に適合するものであるとの基本認識の下に、すすんで日本国籍を取得したいという気持が在日朝鮮人の間に自然と盛り上ってくるような社会環境づくり」と説き、そのため「教育の機会と職業選択の自由とを広く在日朝鮮人に認める」ことが必要であるとしている。そしてまず「政府が卒先して在日朝鮮人に公務員および公共企業体職員への門戸を開放し、さらに国民世論を喚起し、民間企業等の理解と協力を求める」べきだと書いている。

まさに追いつめるだけ追いつめておいて、あとは崖の淵からおちるのをまつばかりという語述に怒りを禁じえないがここで欠落しているのは人間は歴史的存在であり、自らの抱ってきた生活史を放棄しては誇りをもって生きることができないという点である。また日本の社会風土が閉鎖的であることについては、何らの反省もみられない。阪中氏にとっては、差別の緩和はあくまで第二次的な問題であり、主眼は“単一民族国家”を守ることにある。日本社会が在日韓国・朝鮮人の歴史性を否定し、単一民族国家観を混存している限り、民族差別は助長され、人権はおかされていくであろう。

在日韓国・朝鮮人の帰化を促進させるための前提として制度上の差別をとりはらっていくとするのが「阪中論文」であるが、それにもかかわらず、現実には制度上の差別を強化しようとする動きがみられるのが、昨今の一方の状況である。

すなわち、今年になって静岡県をはじめ、13県が教員採用資格に国籍条項を新たに設けた。静岡県教委では「せっかく合格しても

外国籍のままでは採用されないようになって
いる。外国籍の人を採用しない以上、受験資
格にもそのへんを明文化した方がいい」との
判断から従来は受験可能だったはずの門戸を
閉ざしたのである。愛知県においても7名も
の応募があったが、いずれも国籍を理由に受
験を断られた。府県レベルでの公務員採用
を認めているところはなく、また市町村にお
いても国籍条項を撤廃しているのはごく僅か
である。

教員採用について新たに国籍条項を設けて
資格制限をすることになったのは、文部省の
後押しでおこなわれていることは明らかであ
り、これが現在の日本政府の姿勢である。こ
のことを言いかえれば、阪中論文は融和的な
方法で帰化をすすめていこうとするのに対し、
現行ではなお強圧的に帰化をさせようという
行き方をとっているということである。

その具体的事例を滋賀県に見ることができ
る。滋賀県教委は昨年から外国人にも教員の
採用試験の受験を認めることになったのであ
るが、正式の教員になる場合には、帰化して
日本国籍をとる必要があることを全国ではじ
めて明記した。文部省では「本来なら、受験
までに帰化が必要だが、滋賀県の場合は、全
国でもはじめて明記するとともに猶予期間を
設けたもので、親切な措置といえる」と居直
る現状である。さいわい抗議をうけて、帰化
条項を撤廃し、今春1人が採用されたが、今
年おこった同様の事例は我々の耳を疑わせる
ようなものであった。それは今年、滋賀県で
開かれたいわゆる「びわこ国体」で好成績を
あげんがために韓国籍の有力選手に対し、帰
化を強要して参加させるようにしたというの
である。その家族はカンカンガクガクの話し
合いの末、ついに帰化したというのであるが、
その後になって高校生に限り、国体の出場資
格から国籍条項を撤廃したのであるから、皮
肉というほかない。

これらのことを見る限り、阪中論文を重視
するあまり、国籍条項撤廃運動は帰化につな
がるという危険性を強調するのは誤りで、
国籍条項があることが、帰化につながってい

るというのが実相であろう。もし、国籍条項
がなければ帰化しなくても採用される可能性
があるのであって、国籍条項がある限り、帰
化という踏み絵は必ずのしかかってくるであ
ろう。

しかも愛知県の事例では、教員採用の受験
者が本名で応募したことに対し、裁判所への
反論で、「あえて外国人名で申請し……」と
書いて、これを批難した。かって日立就職差
別闘争で、朴鐘碩君が通名で受験したときに
は、氏名詐称ということがいわれた。それな
らば愛知県教委はその氏名詐称をすることを
望んでいたことになる。

また兵庫県においては、今年度の教員採用
試験問題中に「日鮮修好条規」という差別用
語をつかっておきながら、「今後は使わない
ようにするが、いまは問題ない」というわけ
のわからない居直りをしている。

これからのことは日本社会の民族差別がな
お根の深いものであることを示していると同
時に、日本政府が一貫してそれを助長してい
ると思われる。そのことは昨今とりざたされ
る教科書問題などとも無関係ではないだろう。

けれども、日本政府が国際人権規約・難民
条約に加入したことは、内外人平等の原則を
さけられないものとして受けとめる義務を負
ったということである。地方公務員ばかりで
なく民間企業においても、そのことを徹底さ
せていく手だてを考えるべき時期にきている。
阪中論文においてさえも、国際人権条約につ
いては、「この規約は権利保障に関し、内外
人無差別の原則をうたったものとして、これ
を肯定的に解することが可能」とし、「永住
者、定住者についてはできる限り国民と同等
に権利を保障する」と述べているのであるか
ら、もっと意を強くして就職差別にたちむか
うべきであろう。

3) 在日韓国・朝鮮人の現状と課題

今後、在日韓国・朝鮮人の実数は、国籍だ
けでみるなら二つの理由によって減ることは
あっても増えることはないと言われている。
その一つは帰化、もう一つは日本人との婚姻

によってである。

帰化についていえば、すでに10万人をこえる人数が帰化しており、引き続き毎年5千～6千人が確実に帰化している。申請者の数はそれを優にこえているといわれる。

また、日本人との婚姻数はすべての婚姻数の半分を上回ってきている。その子供は従来父系中心血統主義によって国籍が定められていたが、来年にも予想されている国籍法の改正にともなって、父母両系血統主義となり、単純化していえば日本人との混血によって生まれた子のすべてが日本国籍になる可能性も生まれてきたのである。こうした状況の下で在日韓国・朝鮮人は、韓国、朝鮮、日本という三つの国籍をもつものであっても、韓国・朝鮮人としての自己を否定できず、そのような意識の下で生きたいとする気持ちをもつケースが少なくないという事実は、それを単純に国家への帰属と認めるわけにいかないことを物語っている。

親たちの生活史をたどり、それをいつわらない生き方をしようとする限り、韓国・朝鮮人として生きるということに生きつくのは当然である。ただその場合、国籍にとらわれないで民族的に生きるとは具体的にどのような営みとなるのかが未だ十分示しきれないところに打開すべき困難さがかかえているといえる。とりあえずいえることは民族差別とたたかうということであろうが、より積極的に在日に根ざした今後のあり方を組み立てることが急を要する切実な課題である。既成の概念や枠組をのりこえ横のつながりを強めていくことが何よりも必要であり、そのための担保になるものは生活史の発掘と地域活動の深化であろう。

4) 地域活動の輪を広げよう

関西における在日韓国・朝鮮人青年を中心とした地域活動はそう長い歴史をもつわけではない。せいぜいのところ10年くらいさかのぼれば概略をみることができる程度のものである。しかしこの間につちかわれてきた問題意識や運動の広がりは決して軽視するわけ

にはいかない。

関西における子供会活動の先駆的役割を果たしたのは、八尾のトッカビ子供会であろう。行政闘争や教材作成、指導員養成といったすべての面にわたって注目を集めてきた。また高槻のむくげの会は、高槻六中などの先進的なとりくみを背景として文字通り地域に密着した子供会活動を展開してきた。尼崎のうさぎ子供会は民間連運動の流れの中から、尼崎在日同胞の人権を守る会を母体として開始され、すでに6年目に入っている。生野におけるソニア子供会、西成のアンニョン子供会も幾多の困難をかかえつつ、同胞多住地域の中で奮闘している。

また、一世のオモニたちが文字を知らないために苦勞してきた生活史を受けとめようと、各地でオモニ学校が組織されている。京都の九条オモニ学校では現在、オモニ・教師とも約30～40名という大世帯を運営し、すでにオモニ作文集(1)も発行された。オモニ学校の特徴は、ただたんに文字を教える習うということにとどまらず、逆に教える側がオモニ達的生活史を学び受けついでいくという意識をもっているが、高槻において発行された『こんなに生きてきたんや』というパンフは文字通り地域史の発掘といえる。尼崎におけるオモニ学校も3年目に入り定着してきている。

これらの他にも、多くの地域や学校の中で、さまざまな活動が展開されてきたが、中でも国民年金の完全支給問題は老後の生活に直接ひびくものだけに関心も高く、大阪では国民年金を求める会が結成され、当地、蛇草の人権を守る会も切実な要求として立ちあがっている。京都、東九条においては、在日韓国・朝鮮人の密集地域に、今日にいたってもなお水道さえひかれていないという非人間的扱いに対する運動がすすめられている。

学校教育の重要性がいわれる中で、在日韓国・朝鮮人が教壇に立つ意義が注目されているが、昨年の滋賀に続き、今年は兵庫県教員採用における国籍条項が粘り強い運動の成果として撤廃された。しかし一方、大阪では

国籍条項は撤廃されているというものの、民族教育のための要員としては認められず、永年にわたって民族学級を守ってきた講師の後任が未だいず、自主的運営の民族学級には何らの保障もなされていない。今後は、一般教員にとどまらず、民族講師としての採用を打ちとっていくことが一つの課題になりうるだろう。

閉鎖的な教育体制が守られる中で、最近あらたに小学校教頭による民族差別発言がひきおこされた。それは在日韓国・朝鮮人の最多卒校として知られる御幸森小学校から大淀区の小学校へ転勤した教頭が「不信感をもった朝鮮人の多い学校からここにきてうれしい」という趣旨のもので、父母たちはもちろん、各方面から憤激を買っている。

就職は生活の糧を得るという意味で重要なものであるが、ここでも数限りない差別が待ちうけている。中でも高槻の朴秋子さんは府立老人ホームの寮母になろうとして応募したところ、本名を名のっていることを理由に拒絶された。かつて、日立就職差別裁判では朴鐘碩君が本名を記入しなかったことを理由に「ウソつき」だときめつけられたが、今回は全く正反対の対応であり、いったい在日韓国・朝鮮人はどうすればよいのかというありさまである。しかし朴秋子問題では、法務省人権擁護委員会の裁定により大阪府の差別を是正しようとする行政指導があったにもかかわらず、革新を標榜する政党が党略をたてに介入して、問題をいたずらに泥沼化しようとしている。この事実は民族排外主義が必ずしも政府や権力者側のみにあるのではなく、労働者や民衆の側にも存在しうることを示している。それゆえにこそ、日本人もまた民族差別を自らの問題としてたたく必要性が生じているのであり、すでにあげた地域活動や運動のすべての分野にわたって共同のとりくみがなされてきたことは常に忘れてはならないことがらである。

今回の「民族差別と闘う関西交流集会」はこうした多くの取り組みの輪を広げ、発展させていくことを通して、在日韓国・朝鮮人の

新しい歴史を切り開いていこうとするものである。本日の集会が卒直かつ誠実な討議によって、実りある成果を収めることを期待してやまない。

在日外国人無年金者救済に関する要望書決議

本年6月5日、日本政府は「難民条約」の加入にともない、国民年金法を改正しました。このため、従来、国民年金法から在日韓国・朝鮮人を排除する口実となっていた国籍要件が撤廃され、来年の1月1日より、在日韓国・朝鮮人の国民年金加入への道が開かれたわけですから。

このことは、1979年9月21日に日本国内で効力を発効した国際人権規約の内外人平等の精神の具体化であり、当事者である在日韓国・朝鮮人をはじめ、地方自治体その他、人権を尊ぶ多くの人々の世論を背景に実現したものです。

しかし、その中身は、当事者である在日韓国・朝鮮人の歴史性・社会性を一切無視した内容となっています。

それは、過去、日本人の場合にとられた様々な経過措置が一切なく、22万人以上にも及ぶ制度的無年金者を新たに、作り出すことになるわけです。

60歳まで25年間という被保険者期間を満たすことのできない35歳以上の人々が切りすてられ、今、最も切実かつ緊急に年金を必要とする70歳以上の高齢者や20歳以上の障害者には一切、年金が支給されないという重大な欠陥をもっているのです。

そもそも、国民年金法は日本に住むすべての人々が年金に加入し、老後の保障を年金でおこなうために作られた制度であり、日本人に対して、とられた救済措置が、今回の改正の場合にも、当然とられるべきであるはずだ。

ましてや、在日韓国・朝鮮人は日本の植民

地支配の結果、日本に強制的あるいは、半強制的に連れてこられた人々やその子孫であり、今なお、差別によって、れつ悪な生活を余儀なくされている人々であるわけです。

さらに、日本政府が自ら批准した国際人権規約の内外人平等の精神にも反し、日本政府に在日外国人の国民年金完全適用を求めた全国知事会、全国市長会、各地方自治体議会の決議をも、全く踏みにじるものとなっているのです。

そして、東京では今なお「韓国人だから」という、ただそれだけの理由で保険料を納めおえたにもかかわらず年金受給を拒否された金鉾釣さんらの「年金裁判」がたたかわれています。

日本政府・厚生省は、多年にわたる在日韓国・朝鮮人の差別の現実、無権利の状態を放置してきた責任を十分認識し、金さんらが1日も早く年金を受給されんために、また、過去、日本政府が犯してきた誤ちを二度とくり返さないためにも、早急に、救済措置をとるべきです。

私たちは本集会の名において、日本政府・厚生省が、在日外国人無年金者を救済する措置をとるよう強く要望します。

以上、決議する。

1981年9月23日

民族差別とたたかう関

西交流集会参加者一同

差別と闘う主体を形成する「在日韓国・朝鮮人子供会」活動の助成措置に関する要望書決議

在日韓国・朝鮮人は、民族差別の中で余りにも重苦しい状態から逃れようと、必死になって生きてきた。その近道が一切の「朝鮮」的なものから自らを遠ざけることであると感知し、できるだけ日本人のようにふりまえばいいのだと、強く自分に言い聞かせてきた。

ところが、日本人らしく生きることは、実際には未熟ながらも培ってきた朝鮮観を否認しながら、生れ育った地域を抜け出し、同じ韓国・朝鮮人の仲間を疎んじ、あげくには親をも憎んでまで実行されなければならないことであった。まさに、人間性を破壊し地獄を見る思いで生きざるを得なかったのである。

しかし、在日韓国・朝鮮人の歴史をたどる中で民族的誇りを回復し又、差別を許さない日本人と出会うことを通して、自らの存在を否定することの不当性に気づいた。在日韓国・朝鮮人は、差別を見破った時自らが欠落させてきたものを回復するために、地域へ回帰し仲間と団結して、歪められた民族観を克服しながら憎んできた親へにじり寄ることを始めたのである。その営みは、言うまでもなく差別との闘いであり、同時に人間性の回復の闘いでもあった。

在日韓国・朝鮮人は、今、自らが歩んだ忌しい道を顧みながら差別から逃れようとした生き方を戒め、これからの子供達を私達と同じ道に迷い込ませてはならないと決意した。そして、真正面から子供と向き合い、差別と闘う主体を形成する「在日韓国・朝鮮人子供会」活動に取り組まなければならないことを痛感し、各地で具体的実践を展開してきた。

しかし、残念ながら日本社会の差別は子供達にも容赦なく降り注ぎ、小学生にして「オレ、チョウセン嫌いや」と言わしめ、その心を屈折させているのが現実である。日本社会の差別は、在日韓国・朝鮮人の人間性を破壊しながら、苦しめている。そのことは一方で、日本人の子供達の韓国・朝鮮人観をいちじるしくゆがめ、差別の再生産へとつながっているのである。まさに、在日韓国・朝鮮人の子供達が地域において民族に目覚め、自らの差別に立ち上がることは、日本人の子供達の民族的偏見を正し、相互理解にもとずいて人権を尊重し、国際人としての気風を養うためにも極めて重要な意味をもつものである。

大阪府としては、多年にわたる現実の差別を放置してきたことの責任を自覚し、自らの責任において在日韓国・朝鮮人差別をなくす

具体的施策を明らかにしなければならない。

私達は、本集会名において、大阪府が早急
に実施しなければならない施策として、差別
と闘う主体を形成するために、府下の各地で
取り組まれている在日韓国・朝鮮人子供会に
対して活動の助成措置を要望する。

以上、決議する。

1981年9月23日

民族差別とたたかう関

西交流集会参加者一同



差別発言問題

大阪市中津小学校にて 教頭が民族差別発言

在日韓国・朝鮮人父母ら追求

在日韓国・朝鮮人に対する制度的差別が撤廃されるすう勢にあると言われる今日、日本社会に根深く存在する在日韓国・朝鮮人に対する差別と偏見を示すかのような差別発言が行われたり、出版物が出されている。最近の例をみるならば、芸能人の横山やすしの著書『ど根性漫才記 まいど/横山です』における「くそっ朝鮮」「このチョンコ」等の差別言辞、また、こともあろうに兵庫県教育委員会の実施した教員採用試験には、「旧鮮修好条規」といった表現が用いられていた。

しかしながら、驚くことに在籍児童の70%が在日韓国・朝鮮人児童で占められ、しかも在日外国人教育研究指定校でもある大阪市の御幸森小学校にて教頭職を3年勤めていた教頭が、転任先の中津小学校の保護者会にて「前任校では不信感を持つ朝鮮人ともうまくやってきた」等を内容とする発言を行っていた。

この保護者会に出席していた1人の在日韓国・朝鮮人父母の抗議により、問題が表面化したのが、この重大さに気づかない教頭及び学校側の不誠実な対応に4月21日、「中津小学校の差別発言を考える会」が結成され、9月28日には「対学校・対市教委交渉」がもたれるに至った。

以下は、「中津小学校における差別発言を考える会」（代表・梁英寛）からの資料をもとに編集部にて記事化したもので、対学校・対市教委に至るまでの経過報告である。

■高田教頭、差別発言

去る4月7日、中津小学校において新6年生の保護者会が開かれた。この保護者会は昨年、集団登校拒否などの問題が中津小学校でおこったため、6年への進級にあたって学級編成をすることや学校の教育方針を説明するために行ったものであった。しかし、多数の保護者から学校に対して強い不信感が向けられ、校長が保護者から強い詰問にたじろぐという事態にまでなった保護者会であった。

その為、大阪市生野区桃谷5丁目の御幸森小学校から同市大淀区中津3丁目の中津小学校に転任した高田教頭がその場を収めるために、「御幸森小学校から来ました。御幸森小

学校には朝鮮人がたくさんおります。不信感を抱く朝鮮人と長い間接してきました。この伝統ある中津小学校に来てうれしく思います……伝々」「皆さん、私は不信感のある朝鮮人とでもちゃんとやってきました。ここでもうまくやっていきます」という差別発言を二度にわたって行った。

つまりは、この高田発言は、日本人の中に一般的にある朝鮮人への差別意識を利用して、その場をしのごうとしたものであり、中津小学校の日本人保護者に対して差別意識を植えつけ、あるいは助長するものである。それは、この高田発言によって、それまで紛糾していた保護者会が何とか収まったという事実が何

よりもそのことを明らかにしている。また、高田教頭が教頭職として3年間在籍していた前任校の大阪市立御幸森小学校は、在日外国人教育研究指定校であり、在籍児童の約70%が在日朝鮮人であることも考えると、この高田発言は許されることのできないものである。

■姜仁玉氏、高田発言に抗議

この保護者会に出席していた唯一の在日朝鮮人である姜仁玉（カン・イノク）氏は、高田教頭の発言を聞いて怒りとくやしさに「体がブルブルふるえ、声を出すことすらできなかった」程であったが、保護者会終了後「教頭の発言は差別発言である。私は朝鮮人であることに誇りを持っている。中津の朝鮮人は今まで日本人とも仲良くやっていたのに、その信頼関係を崩す発言です。二度と朝鮮人という差別しないで下さい」と強く抗議した。これに対して高田教頭は口頭で一応の謝罪をした。

翌日、姜仁玉氏とその夫梁英寛（ヤン・ヨングァン）氏ら中津小学校の在日朝鮮人保護者5名が、中津小学校にて藤原校長、高田教頭に再度抗議した。席上、高田教頭は「自分の発言は差別発言であり、事の重大さに現在は精神的に混乱していて、何をしたいのかわからない」と言い、また藤原校長は「教頭の発言は差別発言であり、その場で訂正しようと思ったができなかった。保護者会の後、すぐに教頭に注意をした。6年生の保護者の一軒一軒をまわってでも釈明しなければならぬ問題である」と、高田発言が差別発言であることを認めた。

■高田教頭、態度急変

しかし、高田教頭は、4月10日に離任式のため御幸森小学校に行った際、中津小学校での発言が御幸森小学校でも波紋を呼びおこしていることを知った。在日韓国・朝鮮人保護者の多い御幸森小学校の同胞保護者会の会長を言いくるめれば、在日韓国・朝鮮人保護者の少ない中津小学校で起きたことなどどう

にでもなると思ったのか、高田教頭は御幸森小学校同胞保護者会の呉満（オ・マン）氏会長に会い、中津小学校での差別発言はもう解決済みかのように呉満氏に説明をした。しかも、その後、藤原校長に「呉満氏と会って解決の見通しがついた」と報告している。さらには、その後の中津小学校の保護者の抗議に対して、「私の発言が言葉足らずで姜さんには不快な思いをさせたことについては謝るが、自分の発言は差別発言ではない」とまで言い出した。

■「中津小学校の差別発言を考える会」結成

このような高田教頭の急激な態度の変化に梁さんら中津小学校の在日朝鮮人保護者らとそれを支援する在日韓国・朝鮮人、日本人らで「中津小学校の差別発言を考える会」（以下「考える会」）を4月27日に結成、以下の要求をもって学校側と交渉を続けてきた。

「考える会」が学校側に出した要求は、①4月7日の高田発言は差別発言であることを認め謝罪すること、②6年生の保護者全員に4月7日の高田発言に対する釈明を行うこと、③今後、中津小学校において差別事件が起らないように在日朝鮮人子弟に対する取り組みを行うこと、以上の三つである。

交渉を幾度か重ねてきたが、①に関しては、高田教頭は言葉不足で差別発言ではないと言い張っていたが、6月19日の交渉の時になって部分的に差別発言であることを認め、6月25日の交渉では、自分の差別体質から出た発言であることを認めた。しかし、言葉の上では差別発言を認めたものの、そのような発言がどこから、なぜ出てきたのか、今後どのように取り組んでいくのかという点についての答えは得られていない。その上、「中津に来てうれしく思います」とは言っていないと主張、姜さんの聞きまちがいかウソであるかのような言評に終始してきた。

②については、4月16日の学生別保護者会、6月21日の父親参観等、何回かの機会があったにもかかわらず、これまでついぞなされなかった。

また③についても、教員研修会において、在日外国人の子供の教育研修会を6月、10月、2月に行うというもののだけで、具体的には6月17日に大阪市外国人教育研究協議会の杉谷先生を招いての教員研修を1回行っただけである。

■市教委・中津小に要求項目提出

これまでの交渉は、在日韓国・朝鮮人保護者及び日本人保護者と学校との信頼関係を回復する中で、必ずや在日韓国・朝鮮人に対する正しい取り組みがなされるとの立場から「考える会」と学校側との範囲にとどめてきた。

しかし、4月7日の差別発言の重要性、その後の学校側、特に高田教頭の不誠実な対応によって、ここ2ヶ月間無為に時間をかけた結果になったこと、「考える会」のメンバーの子供が、崔君という中津小学校の在日韓国・朝鮮人子弟が日本人の子供達にいじめられているのを目撃、この事実の究明と対策を学校側に要求したにもかかわらず、何ら事実の究明が行われていないこと、さらには中津小学校の日本人保護者の一部から「朝鮮人が教頭をいじめているらしい」というウワサが流れている等を考え、対中津小学校との交渉だけでは、この問題の解決はなく、教育行政の責任者である市教育委員会をも含む交渉を持つに至った。

「考える会」は、対市教委・対中津小学校と交渉を持つ前、9月23日に開かれた「民族差別と闘う関西交流集会」の参加者(400人)にこの中津小学校差別発言をアピール、翌9月24日に次の要求項目を市教委、中津小学校へ提出した。

〔要求項目〕

1. 高田教頭は4月7日の発言内容を認め、差別発言をしたことと、その後の不誠実な対応に対して謝罪せよ。
1. 中津小学校は保護者に対して4月7日の高田発言を釈明し謝罪する場を早急に持て。
1. 中津小学校は今後二度と差別発言が起らないためにも、教育現場で真に在日朝鮮人と日本人が理解し合えるような取り組み

を行え。

1. 中津小学校は崔君に対する差別事件の糾明をし、早急に対策を講じよ。

1. 大阪市教育委員会は中津小学校及び高田教頭を正しく指導し、今後とも各教育現場において人権尊重の教育の徹底をはかれ。

以上の要求項目をもって9月28日、対市教委・対中津小との交渉をもったが、高田教頭は、4月7日の発言が差別発言であることを認め、これまでの不誠実な対応に謝罪をした。また中津小は、特に一部保護者に流れている「朝鮮人が教頭をいじめている」というウワサに対して早急に処置を講ずることであった。

このような差別発言がなされたことに対して、教育行政の責任者である市教委も謝罪した。

尚、今回のこの記事は、特に対市教委・対学校交渉に至るまでを中心にとまとめたもので、次回にて、交渉の中味及びその後の動きについては、次回に掲載予定です。



9月23日に開催された「民族差別とたたかう関西交流集会」にて、中津小差別発言問題を訴える「考える会」代表の梁英寛氏。

●教員採用国籍条項問題●

第三回対愛知県教委交渉

9月23日愛知県庁にて

「在日朝鮮人への差別撤廃を」名古屋市民の会」と「民闘連」の仲間は9月18日、愛知県教育委員会との第三回目の交渉を愛知県庁にて行った。

県教委側からは、加島教職員課長、馬渡人事管理主幹、鶏徳人事第一主査の3名が出席、「名古屋市民の会」「民闘連」からは約20名参加のもとに開かれた。

交渉は午後3時から夕方6時に至るまで行われたが、今回は、①前回8月13日に行われた交渉の際の確認事項「教員の職務内容を検討し、在日外国人とりわけ在日韓国・朝鮮人がその職につくことによって具体的に生じうる不都合は何かを明らかにする」について県教委の見解を明らかにすること、②中谷愛知県知事、本山名古屋市長等の発言（20ページ参照のこと）を中心とした状況の変化に対する県教委側の見解を糾す、③初回交渉における加島課長の「在日外国人を教職員に採用しない愛知県独自の理由がある」との中味を追求する、以上3点を内容とするものであった。

■自治省行政実例にしがみつく県教委

8月13日の第2回交渉の確認事項「教員の職務内容を検討し、在日外国人とりわけ在日韓国・朝鮮人がその職につくことによって具体的に生じうる不都合は何かを明らかにする」をめぐる、交渉は始められた。

この確認事項に対する県教委の見解は、

1973年の自治省行政実例の内容にそった「教員というのは校長の校務に参画し、また将来、校長・教頭といった管理職につながるもので、公権力の行使にあたる」という、何ら前回の確認事項に答えている内容のものではなかった。参加者は、この県教委のいい加減さを糾しながら、第1回・第2回の交渉と同様、県教委に対して、教員の「公権力の行使」の具体的職務内容となぜそれを在日韓国・朝鮮人教師が行ったらさしつかえるのか、この交渉の場で再びくり返さなければならなかった。

■初回加島教職員課長の発言をめぐる

そしてさらには、初回交渉の際、加島課長の発言した「在日外国人を採用しない愛知県独自の理由がある」に関しても、加島課長は「そのようなことは言った憶えがない」と開き直る始末であった。このことをめぐって初回参加者からの厳しい追求にあい、結局のところ「愛知県独自の理由はない」と返答をした。

■これらをめぐって

在日韓国・朝鮮人が教員の職についたら生じる具体的な理由も示せず、また愛知県独自の理由もないのにもかかわらず、在日韓国・朝鮮人への受験拒否をしたのは、明らかに愛知県教委は民族差別を行っているとの追求に、「公の意志の形成に参画」し「公権力の行使」

にあたるか「日本国籍が必要」と答えるばかりであった。

さらにその具体的内容を問い糾せば「教員は公権力を行使する校長の職務に参画し、また県教委の定めた細則を行使する」からとのことであった。そして具体的には、思いつくままにそのデタラメぶりを示すかのように、生徒に対する懲戒権や職員会議への参加等をあげた。しかし、生徒に対する懲戒権は最終的には校長が決定を行い、また職員会議はあくまでも校長の諮問機関にすぎないのである。

これらのことを追求していくと、結局愛知県教委の言わんとすることは、教員は校長のそのような「公権力の行使」または「公の意思の形成に参画」する職務に参画するから、教員も「公の意思の形成に参画」し「公権力の行使」を行うとのことであった。

では在日韓国・朝鮮人が県教委の言わんとする職務を行ったら、一体何が問題となるのか、また現実には他府県では在日韓国・朝鮮人教員が教壇に立っているが、それは「公権力の行使」「公の意思形成への参画」にはあたらないのかと問い糾されると、「教員が『公の意思形成への参画』『公権力の行使』にたずさわるかどうかは各自自治体によって異なるが、愛知県では公務員の『当然の法理』として日本国籍を必要との立場をとっている」と答えた。しかし、その「当然の法理」とは何かと追求されると「これについては何も勉強をしていない」などと答え、愛知県の教員採用試験に日本国籍がなぜ必要かとの理由にあげられた「当然の法理」の説明さえできないデタラメぶりを示した。

注この「当然の法理」とは、1953年6月29日に出された人事院総務長の見解「公務員に関係する当然の法理として公権力の行使又は国家意思の形成にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする解釈がなされている」に出ている表現。しかし、法的にも全く意味のない表現である。

以上のように、県教委のその場しのぎの対応に交渉は進展せず、次の交渉にて、在日

韓国・朝鮮人がなぜ教員としての公権力を行使すると問題となるのか、また「当然の法理」の中味について、さらには「公権力」「公の意思形成」の「公」の範囲について明らかにすることを確認して、交渉は知事・市長発言に関する県教委の見解へと移っていった。

■知事・市長発言をめぐる

第二回交渉以降、この教員採用国籍条項をめぐる様々な変化が起きている。とりわけ、8月17日に行われた記者会見で中谷愛知県知事の発言「無条件でダメだということも無理がある」と9月7日に行なわれた本山市長の発言「愛知県と協議して、できるだけ早く、この壁（国籍条項のこと）をとり除く方向で努力したい」をめぐる、県教委の見解を糾した。

これらに対して、加島課長は「県知事、市長発言は個人的判断によるものであって、県教委の見解は現段階では持ち合わせていない。しかし、県知事・市長の意向もあるので、自分の見解としては2次採用試験が終了したのち、白紙検討する」と答えた。しかし、加島課長は、知事の意向とは何かと問い糾されても答えず、あくまでも国籍条項が必要かそうではないのかという意味での白紙検討だと強調し続けた。

■次回交渉に向けての確認事項

次回交渉は、次の4点を県教委側が明らかにし、また教育長もしくは責任回答のできる者の出席を考えるとのことを確認し、第3回交渉を終えた。尚、次回は10月下旬の予定。

（文責L・K）

〔確認事項〕

1. 県知事・市長の発言は個人的判断によるものであって、県教委の見解は現段階で持ち合わせていない。

しかし、加島教職員課長の見解としては、知事・市長発言を受けて、2次試験が終了のち白紙検討する。

また、教育長見解は次回までどうである

かただしておく。

1. 在日韓国・朝鮮人がなぜ教員としての公権力を行使することが問題となるか明らかにする。

1. 「当然の法理」としての法理の中味を具体的に明らかにする。

1. 「公権力」「公の意思形成」の「公」の範囲を明示する。

教員採用試験国籍条項問題

様々 な 動 き

■ 8月17日、愛知県中谷知事発言

「無理がある一方的な拒絶」 知事、県教委よりも柔軟姿勢

中谷知事は17日の記者会見で、県教委が教員採用試験の受験資格に日本国籍を持つという「国籍条項」を設けていることについて、「教師に公権力の行使があるかないかの問題で、教壇に立ち、教える内味には公権力の行使はないが、管理職についたりすれば公権力を行使することもあり、真理は真中にある。両方加味する必要がある、無条件でダメだというのも無理がある」と述べ、県教委より柔軟な姿勢である考えを明かにした。

国籍条項の改廃権限は県教委にあり、知事にはないものの、知事の意思が県教委に与える影響は大きく、この発言は注目される。

現在、今年度の教員採用試験の受験を拒否された在日朝鮮人二人が訴訟を起こしているため、「訴訟に影響があるので、意見がいいにくい」としながらも「57年度の採用については、（県教委が）相談してくるのではないだろうか」と述べ、その際、自らの考えを述べることを示唆した。 — 81年8月18日付朝日新聞より。

■愛知県津島市長、8月26日愛知県教委に要望書を提出

要 望 書

平素は、本市教育行政に格別のご指導を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、貴教育委員会におかれては、教員採用試験における受験資格の要件として、日本国籍を有する者に限るといふ、いわゆる国籍条項を設けておられます。従って、愛知県下においては、韓国・朝鮮人等の在日外国人は公立校の教員になることができません。

しかし、国際化時代の波は教育の場にも押し寄せており、いまや、教員採用においても門戸を開放されるべきであると考えます。ちなみに、東京、大阪、神奈川、兵庫等の都府県では外国人にも登用の道を開いています。

よって、貴教育委員会におかれては韓国人・朝鮮人等の在日外国人が教員採用試験を受験できるように措置されることを要望します。

昭和56年8月26日

津島市長 井 桁 克

愛知県教育委員会 殿

■名古屋人権委員会、I O Cに訴える

愛知県下の超教派のキリスト教関係者でつくっている「名古屋人権委員会」は9月5日、国際オリンピック委員会の全委員あてに、愛知県と名古屋市の教員採用試験に国籍条項があり、在日韓国・朝鮮人青年の受験が拒否され、「国と個人に対する人種・宗教・政治上のいかなる差別もゆるされない」とするオリンピック憲章にそぐわない行政が行われていると指摘し、「名古屋市の行政に重大な人権上の問題があることを委員各位に喚起し、候補市の審議に際してオリンピック運動の道徳的資質の向上に十分配慮されたい」と結んだ英文の手紙を発送した。

■ 9月7日、名古屋山本市長発言

在日韓国人の教員採用 本山市長「門戸開きたい」

本山・名古屋市長は7日記者会見し、教員採用試験で「日本国籍でない」ことを理由に在日朝鮮人・在日韓国人に門戸を閉ざしていることについて「私個人としては教員の公権力行使は非常に少なく、教員採用の門戸を開いてもよいと思っている。他の自治体では門戸を開いているところも多く、愛知県と協議して出来るだけ早く、この壁をとり除く方向で努力したい」と前向きな方向を示した。

— 81年9月7日付毎日新聞(夕)

■「教員採用の国籍条項をやめさせよう」集会「開かれる

愛知県の教員採用試験国籍条項撤廃に取り組んできた地元「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇親会」(以下、「教育懇」)は9月15日、より多くの人々にこの問題を訴えるため「教員採用の国籍条項をやめさせよう」集会を名古屋YWCAにて開いた。

集会は、「教育懇」からは「教育懇の歩み—訴訟に至るまで」、原告の李貴陽氏と弁護士若松英成氏からは「教員採用と国籍条項裁判報告」、今回の裁判の「教育懇」担当世話人の田中宏氏からは「教員採用試験をめぐる全国状況」がそれぞれ報告された。

続いて、集会に参加した在日韓国朝鮮人の教員や教員志望者、また日本人教師から、それぞれの立場で今回の裁判に対する意見・感想が述べられた。

最後に、参加者一同で「決議文」を採択して集会を閉じた。

決 議 文

1981年9月15日「教員採用の国籍条項をやめさせよう」集会に集まった私たちは、「国籍条項」が前途ある在日朝鮮人の進路を著しく阻み、日本人の差別意識を助長させる以外の何物でもなく、極めて不当性を持つものであることを確認した。さらに、「国籍条項」訴訟に関する名地裁、高裁の判断も、訴えの内容を真正面から取り上げ、国民に理解できるような決定を下したものでなく、法律の解釈論で内容を避けてしまうという不可

解なものであった。私たちはこれらの不当性、不可解性をはねのけ、今後も「国籍条項」撤廃を愛知県・名古屋市に要求していくことを決意し、次のような決議をする。

愛知県・名古屋市は「国籍条項」を設けている誤りを反省し、ただちに撤廃への措置を取るよう要求する。

1981年9月15日

「教員採用の国籍条項をやめさせよう」集会に参加した者一同

ニ 情 報

■教科書検定問題

83年度から使用される高校教科書「国語Ⅱ」の検定で、高史明氏の作品『失われた私の朝鮮を求めて—私にとっての日本語』が差しかえられたことが10月26日までにかかった。

この作品は、母国語がその民族にとっていかに大切かということから書き始められ、植民地下の朝鮮ではそれが奪われたこと、そのために朝鮮語しか話せない父親と日本語しかわからない高史明氏ら子供達の苦しみをテーマにしている。

文部省は、「作品が長すぎるうえ、現場で扱いにくい。それに注が少なく説明不足だ」と、命令にあたる修正意見を出したといっている。

高史明氏は、「私の文章は、朝鮮と日本の言葉をめぐる過去の歴史を正面から見据えたものだが、あるいはそれがいけなかったのだろうか。しかし、これからの国際社会で日本の果たす役割を考えると、これはぜひ埋めておかなければならない基本部分だと思う。残念だ」と語っている。

この差しかえ問題で、ソウルの夕刊紙「東亜日報」は10月26日付新聞で、東京特派員電による「教科書に見る、韓国わい曲」の特集を半ページさいて掲載した。この特集の中で、日本の教科書検定が日本人の韓国認識を誤らせた最大の原因であると指摘している。

また9月24日付「朝鮮日報」は、日本の文部省が、来年から使用される高校用歴史教科書の中で、日本は朝鮮半島を支配した際、日本語を強制しなかった、神社参拝を強制しなかったと記述しているとの記事を一面準トップで大々的に報じている。

同紙は、この歴史教科書作成に携った日本の大学教授の言葉を引用して「原文を文部省が相当部分改悪した」と、教科書の記述が意図的に変えられたことを問題にしている。

尚、同紙はこの教授の名前と教科書会社の名前を明らかにしてはいなかった。

■京都市「外国人教育推進委員会」、外国人教育の基本方針試案をまとめる

京都市教育委員会の委嘱をうけて外国人教育のあり方を検討していた同委員会は、民族差別をなくすことを目的に、指導上の留意点や教育体制などについて述べた試案をまとめた。京都市教委では、この試案を各学校で討議を重ねたうえで、市教委としての具体的な指導方針を打ち出すことにしている。

同委員会が明らかにしたデータによると、京都市立の小・中・高に在籍する在日韓国・朝鮮人は5,524人で全体の2.8%(81年)。これら児童・生徒の高校進学率は全市平均よりも7.7%低い84.9%となっている(78年3月)。また問題行動も中学では日本人の2~3倍という。そして母音読で本名を名乗る小学生はわずか0.5%という。

これらのことから、「外国人教育」の目的は、在日韓国・朝鮮人の子らの民族的自覚を培うだけでなく、日本人の子に差別の実態を着目させたうえで、差別の歴史的、政治的背景を中心とする日朝関係史を正しく理解させ、民族の相互理解の必要性、民族の主体性、尊厳を認識させることが大切、とうたっている。

また、大多数の子供が日本名を名乗っていることを「当然視してはならない」といいます。め、「基本的には本名を名乗れるような学級づくり」を説いている。

・外国人教育の基本方針(試案)骨子

〔前 文〕

外国人児童・生徒の長欠率、問題行動とも中学で高くなり、日本人生徒の二三部。学習成績は上薄下厚の分布を示し、高校進学率も53年度3月調査で84.9%と全市平均92.6%に対し格差があり、教育を受ける権利が十分保障されていないという実態のあることを示している。各校で外国人教育を担当する分掌を設けている学校はきわめてわずかで、その児童・生徒の問題行動も補導問題一般として性格づけ、民族差別をなくす観点からの指導となっていない。外国人教育は日本人児童・生徒をも対象とするもので、すべての学校で組織的、計画的に取り組まねばならない。

〔目 的〕

在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくすことを目指す教育である。そのために「外国人児童・生徒の民族的自覚の基礎を培う」「日本人児童・生徒の民族的偏見を除去し、国際協調の精神を養う」という目標を設定する。

〔内 容〕

外国人児童・生徒に、在日韓国・朝鮮人の民族としての歴史的、社会的立場を認識させ、自らの力で進路を切り開き、課題を解決する能力と態度を養う。また、すべての児童・生徒に、民族差別の実態に着目させ、差別をなくしていく態度を育てる。

〔指導上の基本的留意点〕

教育の中立性を堅持する。本名使用については、外国人児童・生徒が日本名を名乗っていることを、民族主体性にかかわる矛盾としてとらえ、基本的には本名を名乗るよう保護者・本人と話し合いを行う。なお、外国人児童・生徒が自ら本名を名乗れるような学級集団作りなどの取り組みを推進すべきことは当

然。

〔教育体制〕

各学校においては、外国人教育の担当を校務分掌に位置づけ、学校の教育課題として、全教職員の共通理解のもとに、この教育を推進する。外国人生徒の進学・就職に関する差別を排除するため、学校における進路指導の充実と企業への啓発に努める。また保護者会などを通して研修を深める。

■国籍法改正、法制審に諮問

奥野法務大臣は10月30日、法務省で開かれた法制審議会に国籍法の改正を諮問した。

改正は、現行の父系優先血統主義を、父母両系血統主義に改めるほか、①日本人の外国人配偶者の帰化要件の平等化、②偽装結婚による不正日本国籍取得の取り消し規定、③二重国籍選択規定、といったことが検討課題であり、年内にも実質審議に入る予定とのこと。

■韓日実務者会議を定期化

8月に行われた韓日外相会談に平行しておこなわれた「韓日実務者会議」で、崔外務部アジア局長は「最近、日本人の国際人権規約の批准、難民条約の加入に伴ない関連国内法改正などを通じて在日韓国人の法的地位の改善がみられるが、まだ根本的な解決には遠いように思う」と述べ、①1971年で期限が切れた協定永住申請期間を再設定しなおすこと、②35才以上の在日韓国人に日本の国民年金を完全に適用するため「経過措置」を講ずること、③在日韓国人の社会参与拡大のため、日本の国公立大学教員任用、地方公務員の採用などを認めることなどを要求した。

これに対して、木内外務省アジア局長は、在日韓国人の法的地位および福祉向上の要求を好意的に検討していくことを表明。

また、この両国の実務者会議を定期化することに両国代表は合意をしたとのことである。

■サハリン裁判

・日本弁護士会は、戦時中に日本が南サハリンへ強制連行して、戦後置き去りにしたサハ

リン残留朝鮮人の原状回復を求める「サハリン裁判」にからむ第一次調査報告書を10月にまとめた。

報告書は、朝鮮が日本の支配下にあった戦時中、多数の朝鮮人がサハリンへ強制連行されるに至った歴史的経過を追跡。さらに、戦後の引き揚げにあたって、日本政府が残留朝鮮人の法的地位について、誤った解釈を行ったため、円滑な帰還ができなくなったことを強く批判している。そのうえで、人権および人道の見地から、一日も早い原状回復が実現するような救済措置の実施を要求している。

その救済措置の第一として、帰還希望者の実態調査のほか、帰還希望者に対して、いつでも無条件で日本入国を認める旨、ソ連政府および残留朝鮮人に対して伝達することがあげられている。また、各党やソ連・韓国・北朝鮮・国連、国際赤十字社などに対しても、報告書を提出して、帰還のための努力および好意的配慮を要請することを求めている。

・日弁連の宮田光秀会長は10月8日、園田外務大臣を訪ね、残留朝鮮人が日本や韓国へ帰れるよう日本政府がソ連政府に強く働きかけてほしいと要望した。これに対して園田外相は「ソ連側の姿勢も変化しており、努力したい」と約束した。

・サハリン裁判第31回、第32回口頭弁論が、9月28日と10月21日に東京地方裁判所で開かれた。

第31回口頭弁論では、帰還者の1人、孫鍾運さんが証言に立ち、サハリンでの生活や帰還の状況、その際の日本政府の無責任な対応について証言した。

第32回口頭弁論では、朴魯学サハリン帰還者在日韓国人会々長が日本政府側反対尋問の証人調べを受けた。証人調べは、①帰還希望者の現国籍、②希望者数の推移、③76年以降のソ連政府の対応について行なわれたが、「帰還できないのは直接的、間接的にも日本の責任」と述べた。

今回は11月27日午後1時から、東京地

裁民事第3部6号法廷にて、韓国留守家族の証言が行われる予定。

■国民年金裁判

・金鉦鈞さん（第11回公判）と豊田金次さん（第8回公判）の国民年金裁判が9月22日、東京地方裁判所民事二部で開かれた。

原告側は、金さん、豊田さんの2人がそれぞれ資格を取り消された経過、そのことの違法性など、この裁判で争われてきた点と原告側の主張をまとめた「最終準備書面」を同裁判所に提出した。同時に、行政法の専門家としての立場から原告2人の救済を主張した乙部哲郎・神戸学院大学助教授（行政法）の意見書を提出した。

これにより、2年前に始められた国民年金裁判は次回公判（12月26日午前11時半、同裁判所民事二部）で結審し、来年初めには判決が下されるものとみられる。

■障害福祉年金切り捨て問題

「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」は、10月28日東京・早稲田奉仕園で行った10月例会で、在日韓国・朝鮮人障害者2名を招き、当事者から証言を求め、この例会にて、在日韓国・朝鮮人障害者と手を結び、日本政府に障害福祉年金の適用運動を進めることを確認した。

この日招ねかれた金錫俊さん（48才・川崎在住）と朴敬徳さん（63才・東京在住）の2人は「日本は在日同胞の障害者を疎外している」「日本で苦労を重ね、最も年金を必要としている人が受給できない」ことに強い憤りを表わした。

■長崎市、在籍被爆者を招請

韓日両国政府の合意により、昨年11月、初めて在韓被爆者10人の渡日治療が実現したが、長崎市でも同原爆病院新築・拡張に伴ない在韓被爆者の渡日治療を83年以後実施していくことになった。そして、来日する在韓被爆者には被爆手帳を交付し、また滞在費、治療費などは全額長崎市が負担する方針との

ことである。

尚、年間50～60人を目標に招請する予定である。

■横山やすし差別表現問題

「尼崎在日同胞の人権を守る会」（代表・崔昌寿）は8月24日、横山やすしの自伝『ど根生漫才記 まいど／＼横山です』の中にある差別表現「くそっ朝鮮」「このチョンコ」に対して、出版元の徳間書店に公開質問状を提出、9月17日糾弾集会が尼崎労働福祉会館で開かれた。

集会には、徳間側からは萩原実文芸書籍編集部長が出席し、60名ほどの参加のもとに開かれた。

席上、萩原部長は具体的な対応策を準備しておらず、民族差別に対する基本認識についてのみ話が終始した。全面的に非は認めたものの、対応策に関しては本社にて検討をするとのことであった。

また10月2日には、横山やすしも出席のもとに再び同会館で集会が開かれ、全面謝罪をした。尚、徳間側は、謝罪文を提出、本社在庫及び返却分は処分し、重版では問題の部分をカットするとのことである。

■関東大震災朝鮮人虐殺58周年

1923年9月1日に起った関東大震災の直後、6千人以上もの在日朝鮮人が官民一体となった日本人に殺された。在日朝鮮人の一つの原点というべき事件からすでに58年たった9月1日、各地でこの日の意味を考える集会がもたれた。

・「千葉県における関東大震災と朝鮮人犠牲者追悼・調査委員会」の調査報告が2日、千葉県船橋市の中央公民館で開かれた。

この集会では、日本陸軍が約3千人の朝鮮人を千葉県習志野の捕虜収容所に隔離、このうち「よい朝鮮人・悪い朝鮮人（反日独立運動者）」に分け、「悪い朝鮮人」を収容所周辺の農村に下請け配し、住民に殺害させていたというショッキングな報告をし、地元関係

者の証言と資料を集める中でさぐりあてた新事実などを中間報告の形で発表した。

※同実行委員会の連絡先

千葉県船橋市丸山3-2-11

形平千恵子方

TEL 0474-38-1757

・東京YMCAでは、「在日韓国・朝鮮人の人権獲得闘争連合会」が1日、「関東大震災・朝鮮人虐殺58周年／在日韓国・朝鮮人の人権獲得闘争6周年 9・1集会」が開かれた。

集会は、池明観東京女子大客員教授の「戦後36年、日本人の韓国人観は変わったか」と題して講演が行われた。続いて崔昌華代表から、同連合会が在日同胞の人権抑圧状況を国連人権委に訴えるまでの6年間の運動経過が報告された。

同集会には、韓国・国営放送(KBS)から取材陣が訪れ、二日夜のKBSテレビニュースで集会のようが報告されたとのことである。

■八尾いのくら 在日韓国・朝鮮人問題部会 発足

「いのちとくらしを守る会」八尾支部内において、「在日韓国・朝鮮人問題部会」が10月1日に発足した。活動は、八尾における在日韓国・朝鮮人運動の促進、学習会、また資料の収集を主に行う。

〔連絡先〕

〒581 八尾市本町5-1-1

八尾いのくら在日韓国・朝鮮人問題部会

TEL 0729-94-5005

民間連ニュース定期購読のお願い

民間連ニュースは、75年6月に創刊号を出して以来、本号をもって35号となりました。その間、民族差別と闘う運動の紹介、教育問題、就職差別、入管問題に関する情報と資料等を提供してまいりました。

しかしながら、皆様方のご支援にもかかわらず、諸物価の上昇、郵送料の値上げ、購読料の未回収等の諸条件が重なり、29号から定期刊行(月刊)をすることが困難な状況となっています。

編集部では、第33号より隔月でニュースの定期発行を行っていますが、つきましては皆様方にこうした事情を御理解の上、誌代の払い込み、定期購読の申し込みに積極的な御協力をお願いする次第です。

尚、先号の第33号より、印刷費の上昇の為、定価を400円とせざるをえなくなり、その為、年間定期購読料を3,850円といたしました。その内訳は、定価400円の号が郵送料170円で5回、全国交流集会報告集の号、定価800円が郵送料200円で1回、計年6回で3,850円となっています。

一日も早くニュース発行継続のための自立体制を確立したいと思いますので宜しく御協力願います。

〔申し込み、振り込み先〕

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

民族差別と闘う連絡協議会

郵便振替番号 東京4-30267

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・就職差別問題資料 — 糾弾!!労働省・労務行政研究所 №7 200円
- ・秘資料集「外国人子弟教育についての諸問題」 300円
- ・民闘連ニュース 1号〜35号(民闘連刊) 150円〜600円
- ・民闘連ニュース・合本 1号〜15号(品切れ) 2,000円
- ・民闘連ニュース・合本 16号〜30号 2,500円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・在日朝鮮人に対する同化教育についての考察 — 解放後における大阪を中心に —
朴君を囲む会刊(資料集№2) 300円
- ・証言集1 佐藤勝巳 " (" №3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" №4) 150円
- ・証言集4 李 殷直 " (" №5) 150円
- ・朴鍾碩・就職差別裁判三年間の地平 " (" №6) 400円
- ・日立就職差別裁判・判決全文 " (" №7) 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 発 行 資 料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・在日韓国人の法的地位の現実と展望 " 300円
- ・ (コゲ) 第1・4・6集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各500円
- ・燈台 第30号〜第37号 在日大韓基督教会青年会全国協議会刊 各500円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓教会の協力を考える — その歴史と課題 日韓連帯シリーズⅡ
在日大韓基督教会総会刊 300円
- ・民族と教育 日韓連帯シリーズⅢ 日キ教団日韓連帯特別委員会刊 450円
- ・アジアの人権 5号 アジア人権センター刊 500円
- ・韓国民衆の人権を守るたたかい — 韓国キリスト教都市産業運動の現実 —
韓国民化闘争支援関西キリスト者連絡会議・編 500円
- ・韓国都市産業宣教会の闘い — 労働現場のレポート
韓国問題キリスト者緊急会議刊 500円
- ・在日韓国人の人権 — 新聞切抜集 創刊号 NCC在日外国人の人権委員会刊 300円
- ・ " " 第2号 " " 400円
- ・ " " 第3号 " " 400円
- ・ " " 第4号 " " 500円
- ・在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム報告書 日本キリスト教協議会刊 500円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 申君を支える会刊 150円
- ・申京 君裁判資料 " 400円
- ・申京 君を支える会全国ニュース №1・№2・№3 " 各100円
- ・申京 裁判 証言集・第1集 600円
- ・ " " 第2集 400円

・申京 裁判 証言集・第3集		200円
・在日朝鮮人問題連続講座・講演録	申君を支える会刊	300円
・強制送還阻止 ー韓さん一家支援のために	韓さん一家を守る会刊	300円
・入管と縁を切りたい №3	金鍾申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・ " " №6	" "	500円
・政治亡命訴訟 ー尹秀吉氏の訴へー	尹秀吉氏の政治亡命を実現する会刊	1,000円
・きつつきの群れ ー京都韓国学園建設問題に関する資料集ー		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進ノ7・20集会報告	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・韓国学園資料	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・東大関係者逮捕者	陳斗鉉さんを救う会刊	500円
・アジアと女性解放 №7	女性差別・民族抑圧からの解放をめざして刊	300円
・ (喊) ー行政差別の撤廃を訴える	在静岡韓国人の明日を考える会・ 静岡韓国人福祉増進連絡協議会刊	500円
・川崎における地域運動 ー民族運動としての地域活動をめざしてー №1		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	300円
・地域にねざした民族教育をめざして PartⅢ	かわさき青丘社活動者会議編	200円
・在日朝鮮人就職差別 ー電々公社受験拒否撤回闘争	市立西宮西高校分会編	800円
・釜ヶ崎 1975年冬	協友会・地域研・KUIM刊	300円
・ " 1976年冬	" " "	300円
・定住外国人と国公立大学	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会編	500円
・在日日本人と在日朝鮮人	東京大学法学部・大沼セミナー(1976)	750円
・苦難から立ちあがるオモニ達の声1, 2	青丘社・子供を見守るオモニの会刊	300円
・こんなに生きてきたんや ー成合における在日朝鮮人の生活史ー		
	「成合における在日朝鮮人の生活史」合同編集委員会刊	400円
・民族差別をなくすために	尼崎市刊	200円
・見えてきたもの ー東京都歯科医師会の民族差別を糾弾する闘いから		
	東京都歯科医師会の民族差別を糾す共闘会議刊	400円
・チャンソリ Vol. 1・2・3・4・5・6・7	チャンソリ舎刊	各500円
・ (風) 2号, 3号 ー在日韓国・朝鮮人の日常の間から	はぎま パラムの会刊	700円
・解放後の在日朝鮮人運動	梶村秀樹・第五回朝鮮史セミナー夏期特別講座	600円
・表現にみる部落差別と朝鮮人差別	佐藤勝已・全旺労九周年記念講演	300円
・九月の空の下に ー林賢一君一周忌記念文集	九日会刊	300円
・壁に挑む	上福岡3中の教育を糾す在日韓国・朝鮮人と日本人の会編	500円
・民族差別を許さない教育闘争のために	筑豊と共闘する会刊	300円
・九州朝鮮人強制連行の実態	"	300円
・大村の話 ー崔正雄氏強制退去強制事件	在日朝鮮人への差別撤廃をノ	
	名古屋市民の会刊	400円
・歴史にみる朝鮮の日本	調布・ムルレ会	500円
・在日韓国・朝鮮人と日本の教育	"	500円
・在日二・三世の生き方と本名	在日朝鮮人生徒の教育を考える会	500円
・九条思潮 PARTⅣ	東九条青年会	500円
・オモニ ー 第一集	九条オモニ学校	200円

• いまわたしたちはどう生きるか ー在日韓国・朝鮮人青年の主張	日本朝鮮研究所	700円
• 本名は民族の誇り	朴秋子問題を考える会	400円
• さらに朴氏奪還に向けて	朴元根さんの在留資格をかちとる会	500円
• 年金と差別	在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会	400円
• 在日外国人と年金	〃 〃	500円

☆日本学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

• 在日朝鮮人教育の原点を探る	資料集No.2	300円
• なぜこんなにたくさんの朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	〃 No.3	300円
• なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもが学ぶことになったのか	〃 No.4	300円
• なぜ「本名を呼び・名のる」とりくみをやらなければならないか	〃 No.5	300円
• 今日の朝鮮民族差別 ー深江小学校吉田校長の差別思想を斬るー	〃 No.6	300円
• 関東大震災と朝鮮人虐殺	〃 No.7	300円
• 教育における民族差別	〃 No.11	300円
• 在日朝鮮人教育実践と運動の確立発展をめざして		300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

• (サラム)民話編Ⅰ		300円
• 〃 〃 Ⅱ		200円
• 〃 生活編		200円
• 〃 音楽編		300円
• 〃 むかし話選 金剛山のトラたいじ		700円
• サラムえほん		500円
• 市外教ニュース合冊 創刊号(1972・9・2)～第23号(1979・7・4)		300円

編集後記

▼11月21日から3日間にわたって開かれる第7回民閩連全国交流集会の準備が「名古屋市民の会」を中心に進められています。

今回の交流集会は、「在日韓国・朝鮮人教師の実現をめざそう」と「今、在日韓国・朝鮮人はどう生きるか」の2本立のテーマ。それぞれのテーマにそってシンポジウムがもたれる予定です。ぜひ、ご参加を。

▼今号は、9月23日に行われた「民族差別と闘う関西交流集会」を中心に編集いたしました。当日、小生も参加をしたのですが、実行委員会の機動力と、当日の参加者数が400人近くということにまずは驚かされました。

▼最近、差別発言・表現の問題が多発しています。民閩連ニュースでも旺文社の実施した模試における差別表現問題をあつかったことがあります。本号でも中津小の問題を掲載しました。

また、横山やすしの問題ではミニ情報として扱い、詳しくは掲載しませんでした。横山やすしは、差別表現に関してはカットするよう徳間書店側に申し入れたそうです。しかし、徳間側は問題なしとしたそうです。全く許せぬことであり、驚かされるばかりです。

▼先号の編集後記で、「民族差別と闘う関西交流集会」を「民閩連結成集会」と誤って記述したことを訂正するとともにおわびいたします。

▼次号は、自治体の教育委員会作成の在日韓国・朝鮮に対する教育指針の問題を中心に、また民閩全国交流集会の概略報告を中心に編集の予定です。(L・K)

発行日	1981年11月1日	№35号	頒価400円
発行人	李 仁 夏		
発行所	民族差別と闘う連絡協議会 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内		
	〒160東京都新宿区西早稲田2-3-18-52	TEL 03-203-7575	
民闘連	郵便振替番号 東京4-30267 RAIK	郵便振替番号 東京5-30268	

民闘連ニュース定期購読のお願い

民闘連ニュースは、75年6月に創刊号を出して以来、民族差別と闘う運動の紹介、教育問題、就職差別、入管問題に関する資料と情報等を提供してまいりました。

編集部では、現在隔月でニュースの定期発行を行っていますが、情報及び資料の提供を通じて、民族差別と闘う人々の横のつながりを深める役割を担っていきたいと考えています。

つきましては、民闘連ニュースの定期購読に積極的な御協力をお願いする次第です。

◎年間購読料

3,850円

内訳——定価400円の号、

郵送料170円 ——5回

全国交流集会特集号定価800円

郵送料200円 ——1回

計年6回で3,850円

◎購読料払込み方法

払込み用紙の通信欄に民闘連ニュース定期購読希望と
明記の上、下記へお払込み下さい。

——振り込み先——

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

民族差別と闘う連絡協議会

郵便振替番号

東京 4-30267